

免税 軽油

を知っていますか？



免税軽油…それは！

軽油をご購入される際に徴収されている「軽油引取税」。

農業を営む方が一部特定の用途に使用する軽油については、免税制度が設けられています。

免税制度のお手続きの上、「免税証」を受領されると、軽油引取税が課税免除されます。

【免税受領手順】



・給油の際「免税証をご提示ください」

・免税証受領・使用の際は適正な事務手続き（「免税軽油の引取り等に係る報告書」の提出・保存、使用および申請期間の遵守等）をお願いします。

※平成 24 年 10 月から免税軽油制度を活用した地球温暖化対策税還付制度が始まっています。